

三重県小学生バレーボール連盟規則

【 県小連盟関係者の責務 】

第1条 県小連関係者の責務は、次のとおりとする。

(1) チーム（表―1）及び県小連役員 の責務

- ① 日本小学生バレーボール連盟（以下「日小連」という）が定める『コンプライアンス規程』、
『日本小学生バレーボール連盟加盟団体登録及び個人登録規程』及び県小連が定める「規約・規則」（以下、県小連「規約・規則」という）を順守しなければならない。
- ② 競技会、練習、交流大会等において、酒気を帯びて指導してはならない。また、喫煙をするときは、当該施設の使用規定等を順守し、適正な場所において喫煙しなければならない。
- ③ 競技会、練習、交流大会等において、不法な行為、屈辱的な行為及び暴力的な行為があつてはならない。
- ④ 第5条に規定する「登録」及びその他の規定に関して、虚偽の申請をしたり、合法的であってもアマチュアスポーツマン精神に反する行為があつてはならない。
- ⑤ 全国大会及び東海大会（以下「上部大会」という）の予選会を兼ねた大会においては、特別な事情がない限り途中棄権することはできないものとする。また、上部大会への推薦を受けたチームは、特別な事情がない限りその出場を辞退することなく当該大会を完了する義務を負うものとする。
- ⑥ 上部大会に出場した時は、**大会終了後1週間以内**に別紙『県外大会参加報告書』に当該大会の『大会成績表』を添付して、県協会及び県小連に電子データで提出しなければならない。
- ⑦ 平素より選手の健康管理には十分留意しなくてはならない。また、大会当日の出発時には、選手の健康状態を再確認するとともに、大会期間中の選手の健康管理には十分留意すること
- ⑧ 第2条に規定する「競技会」の開催期間中及びこれに伴う移動中に生じた事故並びにその他の傷害については、県小連は、一切その責任を負わない。従って、チーム関係者は必ずスポーツ安全保険等に加入すること

(2) 監督、コーチ、マネージャー（以下「ベンチスタッフ」という）の責務

- ① 第2条に規定する「競技会」に参加するにあたり、ベンチスタッフのうちの1名は、抽選会及び代表者会議に県小連「規約・規則」を持参のうえ出席しなければならない。
- ② 第3条に規定する競技規則(1)～(8)及び当該施設の使用規定等について、チーム全員に周知し、順守させなければならない。
- ③ 日小連登録団体は、日小連が主催又は受理しない二都道府県以上にわたる競技会に参加することはできない。
- ④ 二都道府県以上にわたる競技会を開催する場合は、主催する団体が大会要項を1部添付の上、開催日の**3カ月前**までに『二都道府県以上にわたる競技会開催計画書』**3部**とともに理事長に提出しなければならない。

なお、日小連に送付用の封筒及び切手、日小連から当該チームに返信用の切手を貼った封筒（返信地、宛名を記載したもの）は、当該チームが負担するものとする。

【 競 技 会 】

第2条 県小連が主催する競技会は、次のとおりとする。

(1) 夏季大会

(全日本バレーボール小学生大会 三重県大会／東海バレーボール連盟小学生大会 予選)

(2) 秋季大会 (アサヒグローバルホームカップ)

(3) 新人大会 (アサヒグローバルホームカップ／東海小学生バレーボール連盟新人大会 予選)

2 県小連が主管する競技会は、次のとおりとする。

(1) 東海バレーボール連盟小学生大会 (東海連盟)

(2) 東海小学生バレーボール連盟新人大会 (東海小連)

(3) 全国スポーツ少年団バレーボール交流大会

(東海ブロック予選会／東海ブロックスポーツ少年団競技別交流大会バレーボール)

(三重県大会【男子の部】／東海ブロックスポーツ少年団競技別交流大会バレーボール 予選)

(三重県大会【女子の部】)

(4) みえスポーツフェスティバル・バレーボール競技 小学生の部

3 その他の競技会は、次のとおりとする。

(1) 指導普及を目的とした低学年層を対象とした競技会

【 競技規則 】

第3条 競技規則の優先順位は、次のとおりとする。

(1) 代表者会議における確認・決定事項

(2) 抽選会における確認・決定事項

(3) 大会要項

(4) 県小連「規約・規則」

(5) 三重県バレーボール協会制定の規約等一式 (以下「県協会規約」という)

(6) 日小連制定の規約等一式 (以下「日小連規約」という)

(7) 公益財団法人日本バレーボール協会制定の競技要項 (以下「JVA競技要項」という)

(8) 公益財団法人日本バレーボール協会制定のバレーボール6人制競技規則及びその付録
(以下「6人制競技規則」という)

2 ベンチスタッフについて

(1) ベンチスタッフは、1名以上3名以内とし、監督は成人とする。

(2)

監督がコート又はウォームアップエリアに近づく主たる目的は、コート上の競技者に対して、競技に必要な指示を与えるためであることを理解して行動してください。このことは、みだりに監督が立ちあがったりする行為を容認するものではありません。過度に目的から逸脱した行為に対しては、6人制競技規則に定める『不法な行為とその罰則』の規定により処置します。監督を含めベンチスタッフが自然発生的に喜びを表す表現として偶発的に立ちあがったりする行為は、許容範囲です。しかし、監督以外のベンチスタッフ及び選手が毎回のように立ちあがったり、あるいはベンチから数歩前に出たりする行為は、ルール違反です。また、監督がコート上の競技者等とハイタッチをしたり飛んだり跳ねたりする行為や相手を威嚇する行為等もルール違反となります。 (日小連通達)

- (3) 「開会式、表彰式及び閉会式」は、指定された場所に整列するものとする。ただし、ベンチコート等厚手の防寒着の着用は禁止する。
- (4) 試合中、Tシャツ、スウェットジャージ、短パン、ハーフパンツ、手袋、ネックウォーマー、ベンチコート等厚手の防寒着でのベンチ入りは禁止する。また、シャツはズボンの中に入れる等、身だしなみを整えなければならない。

次の①、②、③に服装の例を示す。（表―2）

- ① ベンチスタッフは、ジャケットを着用するか、チームで統一されたトレーニングウェアを着用しなければならない。
 - ② 監督がジャケットを着用し、コーチ、マネージャーがチームで統一されたウェアを着用してもよい。
 - ③ プレーヤーと異なるトレーニングウェアを着用する場合は、ベンチスタッフは、チームで統一されたものを着用する。
- (5) 試合中、左胸部に規定の監督、コーチ、マネージャー章をそれぞれ着けなければならない。
 - (6) 試合中、携帯電話やトランシーバー等の電子機器は、ベンチにおいて使用を禁止する。使用した場合は、6人制競技規則に定める『不法な行為とその罰則』に従い、罰則の対象とする。
 - (7) 試合終了後、監督は、主審・副審にフェアプレーの精神で、握手を交わす。

3 選手について

- (1) 開会式、表彰式及び閉会式に選手6名以上が上下統一された服装（シューズは除く）で整列しなければならない。また、ベンチコート等厚手の防寒着の着用は禁止する。
- (2) プロトコール中は、ユニフォームで公式練習をしなくてはならない。
- (3) 各セットの開始にあたり、アタックラインの中央からエンドラインの方向に副審に向かってサービス順に整列する。
- (4) ジャージの裾は、パンツの中に入れなければならない。
- (5) 危険予防の観点から、金属製及びプラスチック製の髪留めの使用は禁止する。
- (6) 試合終了後の挨拶は、公式記録用紙に記載された選手全員で行う。

4 ユニフォームは、『6人制競技規則』及び『JVA競技要項』に規定されているもののほか、次のとおりとする。

- (1) ジャージ、パンツ、ソックスは、形状、色及びデザインが、チームで統一されていること。また、ノースリーブのユニフォームは選手の安全性を考慮し禁止とする。ただし、フレンチスリーブのユニフォームは可とする。
- (2) 掲載が義務付けられているものは、JVAに届け出た正式なチームネーム又はチームニックネーム、ナンバー及びキャプテンマークとし、個人名は入れることを禁止する。
- (3) ナンバーは、主体構造を成す部分の字幅が最小限2cmで、胸部の高さは最小限10cm、背部の高さは最小限15cmとし、ジャージの中央に確認できるよう配置する。また、ナンバーは、ジャージと対照的な色と明るさが必要で、識別不可能な色とデザインは避けるものとし、縁取りのみのものは禁止する。なお、ナンバーは、1～99とするが、1～12番が望ましい。
- (4) キャプテンマークは、縦2cm×横8cmで、胸番号の下に確認できるよう配置する。また、ジャージと対照的な色と明るさが必要で、識別不可能な色は避けるものとし、縁取りのみのものは禁止する。
- (5) 本項(1)～(4)の条件を満たしている場合は、他にチームロゴ、校章、県名、地域名称などを

入れることができる。

- (6) パンツやハーフパンツの下からはみ出るようなスパッツの使用は、個人でも、全員が揃って使用している場合でも禁止する。
- (7) 寒さ対策として、半袖のユニフォームの下にアンダーウェアを着用することができる。ただし、アンダーウェアはチームで統一したものを着用すること
- (8) 医療を目的としたサポーターやニーガードについては、規制はないが、腰に帯状に巻くサポーター類は、明らかに色が違う場合は、ユニフォームの下に着用すること
- (9) 混合チームのユニフォームは、男女で違うユニフォームを着用し、番号が重ならないようにすること。ただし、違うユニフォームを用意できない場合は、男子が腕章をつける。（腕章は大会本部で貸与する）

5 試合進行及びコートの使用について

- (1) 試合順序は組合せに記載された通りとし、追い込み方式にて進行する。
- (2) 第1試合目は開会式終了後、準備が整ってから約10分後にプロトコールに入る。（放送あり）
- (3) 第2試合目以降は、前の試合が終了してから約10分後にプロトコールに入る。
- (4) 同一チームの試合が連続する場合は、前の試合が終了してから最大15分後にプロトコールに入る。
- (5) 試合の終了したチームは、速やかにベンチを空ける。また、次の試合のチームは、コート担当者の指示が出てからベンチに入ること。大会期間中、1コートを3チーム以上が共有することはない。
- (6) 試合間は、おおむね5分（試合が連続する場合は10分以内）アップタイムとして、ボールを使用するならパス程度に留める。（指導者はコートに入れません。ボール出し禁止とする）その後、5分間の合同練習（指導者が入れます）を行った後プロトコールに入る。
- (7) 次の試合の審判にあたるチームは速やかに準備すること
- (8) 試合の進行状況により、試合順序やコートが変更になることがあります。各チームは放送に注意して試合順などを確認すること
- (9) 空きコートの使用は、競技委員の許可を得る。許可を得、空きコートを使用する際は、柔軟体操かボールを使用するならオーバーハンドパスかアンダーハンドパスに留め、対人レシーブやシートレシーブは禁止する。また、ネットを使用してのサーブ練習やアタック練習も禁止する。
- (10) 競技フロアーへの入場については、競技委員より指示があつてからとする。また、競技委員より指示があるまでボールの使用も認めない。なお、合同練習終了後、競技フロアーに入場できるのはエントリーされた者のみとする。
- (11) ベンチへの持ち込み備品は、競技に必要な飲料水（ボトル類）救急用具は持ち込んでもよい。床等が濡れた場合はタオル等でよく拭くこと。（競技コートを拭くためのモップは使用しないこと）また、マスコットの物（人形、ぬいぐるみ、千羽鶴等）やメガホンの持ち込みを禁止する。ただし、選手の健康管理上必要なものは除く。
- (12) うちわ等については、セット間及びタイムアウトの間に選手のクールダウンのみ許可する。

6 試合中のサーバーの誤りについて

- (1) 誤ったサーバーがサービスに向かった時点で、そのサーバーが誤りであることを伝えます。

- (2) 審判団がサーバーの誤りに気付かず、サービス順の誤りが起こった場合は、通常の6人制競技規則どおりの手順に従って訂正し、当該チームの反則となります。
- 7 審判団（主審・副審・ラインジャッジ・スコアラー・点示員）について
- 審判団として任務に当たるときは、割り当てられた任務に専念するとともに、ジャージ等任務にふさわしい服装で参加すること。また、点示員の服装は統一された服装が望ましい。（ベンチコート等厚手の防寒着の着用は禁止する）なお、審判団は、飲料水を用意し速やかに集合すること
- 8 応援団のマナーについて
- (1) 応援者へのマナーの厳守の徹底は監督から行う。※チームの概念として選手、チームスタッフ、保護者、応援者が含まれます。
- (2) 当該施設の使用規定を順守し、隣接コートの試合や周りの人たちの邪魔にならないような応援に心がける。また、ビデオ、湯沸しポット等の使用に際し、当該施設に付属のコンセントは、使用することを禁止する。
- (3) 相手チームやラインジャッジに対し不快感を与える行動や言動は慎むこと
- (4) 鳴り物による応援については、次のとおりとする。
- ① 1コートの場合は、ラリー中以外は使用しても良い。
 - ② 複数のコートの場合は、全てのコートで試合が行われていないときのみ使用しても良い。
 - ③ 会場によって聞こえ方が違うので、会場担当競技委員から出される指示に従う。
- なお、ここでいう鳴り物とは、太鼓、ラッパなどの大音量を発するものを指し、メガホン等を叩く音は含まれない。また、いかなる場合であっても、施設及びその付帯設備を叩きながら応援することは禁止する。
- (5) 「横断幕」は各試合の該当チームのみが1枚掲出し、試合後直ちに撤去すること。掲出の際は必ず、ひもを使用すること。（ガムテープ等粘着性のあるテープの使用は一切禁止です。）また、観覧席の手摺正面等に視界を遮る張り方はしない。※全国大会の注意事項は「横断幕は、施設上の規定により縦70cm横5m以内に限る。」です。
- (6) 「のぼり」は試合終了後に撤去し、他のチームの邪魔にならないようにすること。掲出の際は必ず、ひもを使用する。（ガムテープ等粘着性のあるテープの使用は一切禁止です。）また観戦者の視界を遮ることのないように観覧席の最後部に立てること
- (7) 試合中はカメラのストロボ撮影は禁止とする。
- (8) ゴミは各チームで用意したゴミ袋で、必ず各チームで持ち帰ること
- (9) 会場によっては駐車場に限りがあるので、公共交通機関の利用等、なるべくチームで乗り合わせて来場すること。また、指定駐車場以外での路上駐車、歩道乗り上げ駐車、逆向き駐車などの違法駐車は絶対にしないこと（後から応援に来られる方にも徹底すること）
- 9 『不法な行為とその罰則』に対する取り扱いについて
- (1) ベンチスタッフの場合
- ① 警告の仕方は、主審が、ゲームキャプテンと副審を呼び「ベンチスタッフに警告を与えます。」と伝える。副審は、当該チームのベンチスタッフに対し、口頭による警告がなされた旨を伝える。また、不法な行為の程度によっては、1回目であっても警告を与えず、ペナルティー、退場あるいは失格の罰則が適用される場合があります。
 - ② 退場となったベンチスタッフは、そのセットの残りの間、チームベンチ後方のペナルティー

エリア内の椅子に座っていなければならない。

なお、地方大会等でペナルティーエリアを設置するスペースがない場合は、記録席近くに椅子を置き、そこに座らせることとする。

(2) 選手の場合

『不法な行為とその罰則』の適用については、その行為がいずれのチームであっても、ステージ1の前に、両チームに対して、今後の試合を通じて同様な行為を繰り返さないよう教育的指導を行う。

教育的指導の仕方は、主審が、両チームのゲームキャプテンと副審を呼び、指導の対象となった行為の説明を行う。両チームのゲームキャプテンは、自チームの競技者に、また、副審は両チームのベンチスタッフにその指導内容を伝える。

10 インフルエンザ等感染症の対応について

付-1（インフルエンザ等感染症の対応について）に、インフルエンザ等感染症の対応手順を示す。

【 確認事項 】

第4条 「県小連が主催する競技会」の開催要項は、役員会又は理事会において審議し、決定する。また、その概要及び上部大会への推薦については、次のとおりとする。

〈男子の部〉

(1) 県大会への推薦チーム数の上限に関する事項について。

(2) 県大会へのシード枠は役員会において決定する。

〈女子の部〉

(1) 県大会への出場は、第8条に規定する「支部」の推薦とする。

(2) 各支部の県大会への推薦チーム数の上限は、次の計算式のとおりとする。また、県大会への推薦チーム数の小数点以下の端数処理については、4捨5入を原則とする。

$$\text{各支部の県大会への推薦チーム数} = \text{当該大会の県小連の受入数} \times \frac{\text{支部の県小連登録数}}{\text{県小連の全登録数}}$$

(3) 会場施設において、収容人数等の規制が敷かれた場合、(2)の計算式の適用も含めて役員会で協議し、各支部の県大会への推薦チーム数を決定することが出来る。

(4) 県大会への推薦チーム数については、役員会又は理事会において、各支部の推薦チーム数を決定した後は、支部の県小連登録チーム数に増減があった場合でも変更しない。

(5) 夏季大会は、前年度新人大会のベスト4のチームの所属する支部を第1～第4シード枠とする。

(6) 新人大会は、各支部の第1推薦チームを第1～第6シード枠に抽選により配分する。

(7) 組合せは、1回戦で同一支部のチーム同士が対戦しないよう配慮する。

〈混合の部〉

(1) 県大会への推薦チーム数の上限に関する事項について。

2 上部大会への推薦について

(1) 当該大会を通して上位チームに対し、役員又は理事から推薦に関して異議の申し出がなかった場合は

①夏季大会の優勝チームは全国大会に推薦する。準優勝チーム及び東海バレーボール連盟小学

生大会代表選考戦勝者チームは東海バレーボール連盟小学生大会にそれぞれ推薦する。

②新人大会の優勝チーム、準優勝チーム及び東海小学生バレーボール連盟新人大会代表選考戦勝者チームは、東海小学生バレーボール連盟新人大会にそれぞれ推薦する。

(2) 当該大会を通して上位チームに対し、役員又は理事から推薦に関して異議の申し出があった場合は、直ちに役員会を開催し協議する。

【 登 録 】

第5条 規約第6条に規定されている「登録」については、次のとおりとする。

(1) 県小連への登録は『日本小学生バレーボール連盟加盟団体登録及び個人登録規程』に従いJVA-MRSの登録方法に基づいてインターネットからの登録とする。

なお、登録に関して疑義が生じた場合は、競技委員長と協議する。

① チーム登録は 毎年3月16日・午前9時から（男子・女子・混合とする）

＊ 登録料は、年間・10,000円／1チームとし、登録が承認されたのを確認できたら速やかに支部長に納入しなければならない。また、その内訳は、三重県バレーボール協会6,000円、県小連4,000円とする。

② 個人登録は 毎年3月16日・午前9時から（競技者及びチームスタッフとする）

＊ 登録は、1人／1チームとする。

＊ メンバー登録料を支払わなければならない。

＊ JVAメンバーとして個人登録するには、加入するチームの責任者の承認上、県小連の加入コードを入力して登録すること
(加入コードは、チーム登録時に発行されます)

(2) 「県小連が主催する競技会」の参加申込み（チーム登録）等について

① 出場を希望するチームは、定められた期日までに当該大会の「参加申込書」を提出しなければならない。また、出場を希望するチームは、支部の推薦を受けなければならない。

なお、夏季大会に出場を希望するチームは、別に配付する『都道府県大会申込書』を再度提出しなければならない。

② 試合参加料は、大会要項で定める。

③ ベンチスタッフについて

ア. JVA-MRSに登録済みのチームスタッフで編成すること

イ. 第15条第1項に規定する「レベル3」以上の罰則適用中の者は認めない。

ウ. 大会当日の変更登録を認める。当該大会の「参加申込書」に変更のあるチームは、大会当日の受付時に「ベンチスタッフ変更届」を競技委員長に提出しなければならない。

なお、当該大会の「参加申込書」受理後、第15条 第1項に規定する「レベル3」以上の罰則を適用された場合は、大会当日の受付時刻経過後でもベンチスタッフの変更を認める。

《注：イ. ウ. は、県小連の内規で他の団体では適用されませんので要注意》

④ 同一大会における選手について

ア. 支部大会参加申込締切日までに本条の規定に従い登録を済ませているチームであること

イ. 支部大会から県大会に至るまで、全てのチーム間において、選手の入替えはできない。

ウ. 支部大会出場のメンバーが12名に満たないチームは、満たない人数だけ同一団体の登

録選手の中から当該大会の抽選会までに補充することができる。ただし、この大会中、他チームから登録しその後移籍した者及び第15条第1項に規定する「レベル3」以上の罰則適用中の者は、これを認めない。

エ. 上部大会に出場するチームは、それぞれの大会要項を熟読し順守すること

オ. 三重県バレーボール協会が推薦したチームであること

【 移 籍 】

第6条 チーム代表者は、自チームの構成員から移籍や退団の申し出があった場合、迅速に対応しなければならない。

2 チームの代表者は、登録選手の移籍や退団を妨げる行為をしてはならない。

3 他のチームの移籍については、保護者と受け入れ側チームの代表者の責任のもと行う。その場合、指定の様式により、県外の移籍については双方の理事長に、他支部への移籍については双方の支部長に、支部内の移籍については支部長に届出・報告を行う。

4 他のチームに移籍した者は、同一年度内には元及び前チームに再登録することはできない。

【 登録要件 】

第7条 規約第6条に規定されている「小学生バレーボール団体」とは、次のとおりとする。

(1) 登録団体は、団体所在地（活動拠点施設の住所）が第8条に規定する「支部」内であること

(2) 団体を構成する選手は、第8条に規定する同一支部内に在住している者又は同一支部内の国・公・私立小学校及び各種学校に在籍している者で、4月1日現在12歳未満の小学生とする。ただし、県内居住者が県外及び支部外で登録する場合は、保護者と受け入れ側チームの代表者の責任のもと行う。その場合、指定の様式により、県外の登録については双方の理事長に、他支部への登録については双方の支部長に届出・報告を行う。

(3) 監督の年齢基準日は、当該大会当日とする。

【 支部の設置 】

第8条 規約第24条に規定されている「支部」は、次のとおりとする。

種 目	支部名	支部の区域（所属する市・郡又は中学校区）
男 子	男 子	三重県全域
女 子	北 勢	四日市市・桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡・三重郡
	鈴 鹿	鈴鹿市
	伊 賀	伊賀市・名張市
	津	津市・亀山市
	松 阪	松阪市・多気郡・度会郡大紀町
	南 勢	伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡（大紀町を除く。）
混 合	混 合	三重県全域

2 支部は、原則として市・郡又は中学校区を単位とする。

3 隣接する市又は郡は合併することができる。

【 役員等の上部団体への派遣 】

第9条 日小連の評議員として、理事長を派遣する。

- 2 日小連又はJVA等が主催する会議及び講習会等に役員及び委員の中から若干名派遣する。
- 3 東海小学生バレーボール連盟（以下「東海小連」という）の役員として会長及び理事長を、東海小連の理事として理事長が委嘱した者3名を派遣する。
- 4 東海小連が主催又は主管する競技会の大会役員として、理事長を派遣する。また、同競技会の大会役員として、理事長のほかに、役員及び委員の中から若干名派遣することができる。
- 5 三重県バレーボール協会の常任理事として理事長を、理事として理事長が委嘱した者を派遣する。また、同協会の各専門委員会に県小連の各委員長をそれぞれ派遣する。

【 旅費等諸経費 】

第10条 前条に規定する「役員等の上部団体への派遣」、規約第16条に規定されている「会議」の開催及び第2条第1項に規定する「県小連が主催する競技会」の運営並びに規約第4条「事業」（3）に係るものの他、各委員会等の活動に係るものに関する経費の支払いは、次のとおりとする。

- 2 前条第2項（日小連の全国審判講習会）の派遣については、審判委員長に旅費及び宿泊費を支給する。
 - 3 前条第3項（2年に1回の東海小連の総会）の派遣については、会長及び東海小連の理事として理事長が委嘱した者に旅費を支給する。また、必要に応じて駐車料金を支給することができる。
 - 4 前条第4項（東海連盟・東海小連の競技会）の派遣については、理事長に旅費及び宿泊費を支給する。また、必要に応じて駐車料金を支給することができる。なお、理事長が同大会に役員、理事、審判員の参加を委嘱する場合は、各委員会につき2名を限度として旅費を支給することができる。
 - 5 理事会、役員会及び専門委員会への出席者には、旅費を支給する。また、必要に応じて日当（食事）を支給することができる。
 - 6 講習会の講師には旅費を支給する。また、必要に応じて日当（食事）を支給することができる。なお、講習会の講師とは、理事長が講師として委嘱した者をいう。
 - 7 大会当日の協力者について
 - (1) 役員及び理事に旅費及び日当（食事）を支給する。ただし、大会当日、ベンチスタッフとして登録のある者は、日当（食事）のみとする。
 - (2) 公認審判員及びその候補者並びに委員長委嘱の臨時補助員に旅費及び日当（食事）を支給する。ただし、大会当日、ベンチスタッフとして登録のある者は、日当（食事）のみとする。
 - (3) 支部長委嘱の臨時補助員に日当（食事）を支給する。
- *大会当日の協力者で、ベンチスタッフとして登録のない者は、本部席に常駐し、大会運営に積極的に協力しなければならない。
- 8 旅費は、最も経済的な公共交通機関による最寄駅間の実費を支給する。ただし、県内については、緊急の場合であって理事長が必要と認めるものを除き、特急料金は支給対象外とする。なお、自家用車による場合は、次のとおり旅費換算する。
 - (1) 自家用車の旅費の換算額は、1キロメートルあたり20円を上限とする。ただし、県内に

については、緊急の場合であって理事長が必要と認めるものを除き、高速料金は支給対象外とする。

(2) 自家用車の旅費を算出するにあたり、10円未満の端数処理及び走行距離の1キロメートル未満の端数処理については、切り上げるものとする。

9 県小連に関する経費の支払い及びその額については、理事長に一任する。

【 理事の定数 】

第11条 規約第9条に規定されている各支部の理事の内訳は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------|-------|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 総務、競技、審判委員会の各委員会に所属する者 | 各1名以上 |
| (3) 指導普及、コンプライアンス委員会の各委員会に所属する者 | 各1名以上 |

支部長は、指導普及委員会及びコンプライアンス委員会の委員を兼務することができる。また、指導普及委員会の委員は、コンプライアンス委員会の委員を兼務することができる。

【 諸行事の中止等 】

第12条 「県小連が主催する行事」は、警報の発令、災害等の発生又は発生の可能性により開催が困難な場合は、延期又は中止することができる。また、その後の処置については、役員会において審議する。

2 前項にかかる参加料は、後日精算する。

3 「県小連が主管する行事」は、警報の発令、災害等の発生又は発生の可能性により開催が困難な場合は、主催団体と協議のうえ、役員会において審議する。

4 付ー2（悪天候が予想される大会開催について）に、本条第1項及び第3項の判断基準及び役員会において審議する内容を示す。

【 助成及び寄付行為等 】

第13条 公認審判員の公認審判員章代として、該当者に代金の2分の1を助成する。

2 寄付行為は、役員会又は理事会において審議し、決定する。

3 県小連に係る慶弔見舞は、理事長に一任する。

なお、返礼の儀は、不必要とする。

【 個人情報の取り扱い 】

第14条 県小連は、別に定める「個人情報保護方針」に基づき、個人情報の保護に努める。ただし、役員・理事及び第5条に規定する「登録」により県小連が知り得た個人情報のうち、次の表の○印については公開を原則とする。

開示事項	役員	理事	申し込み 責任者	ベンチ スタッフ	競技者
住所	○	○	○	○	
氏名	○	○	○	○	○

緊 急 連 絡 先	○	○	○	○	
メールアドレス	○	○	○		
指導者登録番号 及びその写し				○	
メンバーID番号				○	○
背 番 号					○
身 長					○
学 校 名					○
年 齢 及 び 学 年					○
写 真 及 び 動 画	○	○		○	○

- 2 公開を希望しない保護者は、公開を希望しない「開示事項」を支部長に申し出るものとする。

【 罰 則 】

第 1 5 条 第 1 条に規定する「県小連関係者の責務」不履行に対する処置は、役員会又は理事会において内容を十分把握するとともに、日小連等上部団体と協議しながら日小連が定める『コンプライアンス規程』及び『日本小学生バレーボール連盟加盟団体登録及び個人登録規程』に準じ、別途定める三重県小学生バレーボール連盟コンプライアンス規程に基づき、厳罰をもって対処する。

- 2 「抽選会」の出席確認時にベンチスタッフが不在のチームは、棄権とし、直ちに組合せを変更することができる。ただし、この規定は、警報が発令されている地域又は災害等が発生している地域及び発生する可能性のある地域のチームには適用しない。ベンチスタッフは、抽選会開催時刻までに関係役員に連絡するとともに、抽選会に関する権限を競技委員長に一任する。また、当該チームの試合参加料は、抽選会当日、支部長が納入する。
- 3 「代表者会議」の出席確認時にベンチスタッフが不在のチームの監督は、本条第 1 項の罰則規定を準用する。また、チームが出場停止の場合、既に納められた当該チームの試合参加料は返還しない。ただし、この規定は、警報が発令されている地域又は災害等が発生している地域及び発生する可能性のある地域のチームには適用しない。ベンチスタッフは、代表者会議開催時刻までに関係役員に連絡するとともに、代表者会議に関する権限を競技委員長に一任する。
- 4 「開会式、表彰式及び閉会式」の規定に違反のチームの監督は、本条第 1 項の罰則規定を準用する。また、チームが出場停止の場合、既に納められた当該チームの試合参加料は、返還しない。ただし、この規定は、警報が発令されている地域又は災害等が発生している地域及び発生する可能性のある地域のチームには適用しない。ベンチスタッフは、開会式開催時刻までに関係役員に連絡するとともに、開会式、表彰式及び閉会行事に関する権限を総務委員長に一任する。

【 規則の改正 】

第 1 6 条 この規則の改正は、理事会において審議し、決定する。

【 附 則 】

この規則は、令和 4 年 4 月 1 0 日から施行する。

【 附 則 】

この規則は、令和 5 年 1 2 月 2 4 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

【 附 則 】

令和 6 年 4 月 1 日一部改正。

表— 1 チームの概念

保 護 者 応 援 者		
	チームスタッフ	ベンチスタッフ
	選 手	選 手

表— 2 チームの服装の例

	監 督	コーチ	マネージャー	プレーヤー
①	ジャケット	ジャケット	ジャケット	統一されたトレーニングウェア
	統一されたトレーニングウェア			
②	ジャケット	統一されたウェア		統一されたトレーニングウェア
③	統一されたウェア			統一されたトレーニングウェア

(付－１)

【インフルエンザ等感染症の対応について】

大会の開催にあたり、選手・チーム役員・観客の安全・安心の確保をはかるため下記の事柄を徹底していきたいと思います。ご確認いただきご協力くださいますようお願いいたします。

〈大会参加前〉

- 出場選手の通う学校のインフルエンザ等感染症の発生状況を確認してください。
学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖など、閉鎖されている学級・学年・学校に所属する参加者の自粛をお願いします。

〈大会開催中〉

- 体温や健康状態をチェックし、発熱やその他の症状がある場合は参加しない。
- 病み上がり・体調不良気味・発熱症状のある人は観戦を自粛してください。
- 咳やくしゃみ等の症状のある人は、必ずマスクを使用してください。
- 予防処置として手洗い・うがい・消毒(会場準備)を必ず行ってください。
- 試合中は挨拶のみとし、握手は行いません。
- テクニカルタイムアウトでは、選手の体調チェックを行ってください。(水分補給も含む)

※参考

インフルエンザに罹患した場合の待機期間については、学校保健安全法施行規則第１９条２項イにおいて「発症後５日を経過し、かつ、解熱後２日（小児にあっては３日）を経過するまで」と定められています。

(付－２)

【 悪天候が予想される大会開催について 】

(天候による開催の延期又は一部延期が予想される場合の処置)

1. 天候により大会開催の延期及び一部延期等を協議する事項

①気象状況

ア) 気象庁による暴風警報

イ) 気象による重大な災害の起こる恐れのあると思われる状況

②気象状況の地域

ア) 開催地域での発令

イ) その他地域での発令で大会運営が困難と判断された場合

③天候により公共交通機関が不通で大会運営が困難と判断された場合

2. 連絡日程

①気象状況の推移確認

②前日開催予定連絡 (前日午後 6 時ごろ)

ア) 当日の気象状況を予測して大会開催の方向性及び次回連絡時間の確認を行う。

イ) 臨時役員会で協議して支部長を通じて大会参加チーム及び関係者に連絡をする。

③当日開催予定連絡 (当日午前 6 時ごろ)

ア) 当日の気象状況を判断して大会開催の有無及び開場時刻の確認を行う。

イ) 臨時役員会で協議して支部長を通じて大会参加チーム及び関係者に連絡をする。

ウ) 各チームは当日、必ず連絡が取れるようにすることとし、少しでも遅れるようであれば連絡を入れること

3. 大会開催日時等の変更

悪天候により臨時役員会で協議し、大会開催の延期及び一部延期又は開催時刻等の変更の場合は次の処置を想定する。

①大会開催日時及び開催場所の変更

②大会開催時刻の変更

③試合順の変更

④競技組合せの変更

⑤競技規則の変更

⑥その他

※悪天候等の場合、上記の処置を想定しますが大会参加チームにおきましては公共交通機関等を利用するなど安全に大会参加できるようにしてください。

三重県小学生バレーボール連盟コンプライアンス規程

第1条（目的）

本規程は、公益財団法人日本バレーボール協会コンプライアンス規程及び日本小学生バレーボール連盟コンプライアンス規程に基づき三重県小学生バレーボール連盟（以下「県小連」という。）が順守すべき法令等に関する事項を定めることにより、県小連の社会的な信頼を確保することを目的とする。

※法令等とは、日本国法令、JVA の定款、JVA 諸規程類 及び日小連規約、規程類、それに 付随する諸規則並びに社会規 範、倫理規範等をいう。

第2条（適用範囲）

この規定の適用対象者は、以下に定める「県小連関係者」とする。

- （１）県小連役員（会長・副会長・理事長・副理事長・理事・監事・会計）
- （２）支部役員
- （３）「加盟団体登録および個人登録規程」に基づいて県小連に登録された個人又は団体の指導者
- （４）参加選手の保護者

第3条（行動規範）

県小連関係者は、コンプライアンスを誠実に遵守するだけでなく、競技規則を守り、自ら或いは自らが関係する団体の利益となるような言動・行動・活動を慎み、フェアプレーの精神に基づいて他の範になるように行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

第4条（禁止事項）

県小連関係者は、次の行為を行うことを禁止する。（違反行為）

- （１）県小連に決定した方針に従わないこと。
- （２）県小連規約及び本規程の目的にそぐわない競技会に参加すること。また、同様の競技会等を主催すること。
- （３）小学生の健全育成から逸脱した日常練習や練習試合等を行うこと。
- （４）飲酒を伴う指導、指導に名を借りた体罰、暴力、暴言、セクシャルハラスメント、保護者等への個人的な要求、個人的な差別等、人権尊重の精神に反する言動をとること。
- （５）選手の加入に係わる正当な手続きを経ずに、選手の勧誘、入部、移籍を行うこと。
- （６）県小連関係者として著しく品位又は名誉を傷つけること。
- （７）フェアプレーの精神に明らかに違反すること。
- （８）著しくスポーツ精神に反する行為を行うこと。

第5条（コンプライアンス委員会）

県小連は、コンプライアンスを有効に機能させるため「コンプライアンス委員会を置く。コンプライアンス委員会は次の事項を行う。

- （1）コンプライアンスに関する方針、体制、関連諸規定等を提案する。
- （2）コンプライアンスに係わる解決すべき課題について対応する。
- （3）コンプライアンスに係わる啓発活動を行う。
- （4）その他、コンプライアンスに関する必要な事項を行う。

第6条（組織）

コンプライアンス委員会は、理事のなかより選任した者で構成し、委員長は、理事会で選任する。委員長は、必要に応じて役員及び事案関係者を委員会に出席させることができる。

なお、委員及び委員会に出席した関係者は、知り得た個人情報の守秘義務を負う。

第7条（違反行為の対応）

第4条の違反行為に対する措置は、以下の手順で行う。

（1）通報

通報者は、対象者の基本情報、体罰・暴力・暴言等の相談内容を各支部相談窓口（支部長等）に連絡するものとし、県小連ホームページ等へ通報があった場合も同様とする。

なお、匿名の通報の場合、ある程度の特定が可能の内容であれば、事実確認を含めて以下の手順とする。

（2）調査

各支部連絡窓口では、コンプライアンス委員長に第一報し、事実関係の調査を行う。なお、調査は可能な限り複数名で行う。

（3）報告

調査結果は、速やかにコンプライアンス委員会に書面をもって次の項目を報告する。

ア. 違反行為の具体的内容

イ. 違反行為を行った者の氏名・所属または団体名

ウ. 違反行為が行われた背景・事情

エ. その他、違反内容について

（4）懲戒処分

第4条に定めた禁止事項(違反行為)を行った際は、県小連は、県小連関係者に下記の処分を行うことができる。なお、処分にあたっては別に定める処分基準表(日本小学生バレーボール連盟関係者処分基準 別表)をもって対処する。

ア. 県小連役員、支部小連役員の処分は、厳重注意、譴責、勧告、除名,その他 必要 に応じた処分

イ. 登録された個人または団体の処分は、口頭による厳重注意、文書による厳重注意、活動停止、永久追放、チーム解散、その他必要に応じた処分ウ. 参加選手の保護者については、必要に応じた処分

(5) 処分の種類

処分の種類と内容は、次のとおりとする。

ア. 口頭による厳重注意

違反行為について口頭で注意を行う。違反行為者の活動をいっさい制限するものではない形で違反行為者の反省を促すとともに再発防止を目的とする。

イ. 文書による厳重注意

違反行為について文書で注意する。反省を促すとともに再発防止を目的とするものであるが、処分後、同様の事案が発生した場合は、重い処分が科されることを通告する。主として、意図的、継続的な違反行為に対して科す。

ウ. 活動停止文書での通知を以って、一定期間役職及び指導者活動を停止する。

有期・無期の活動停止になる。継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえない実害が生じている違反行為に科す。活動を再開する場合、当該県小連指定の研修会を受講をすること。

エ. 永久追放

文書での通知を以って、永年にわたり役職を剥奪し、活動を禁止する。永久に県小連盟に係わる活動に参加できなくなるものであり、復権(再登録や資格の再付与)も認められないもので、県小連が科すことのできる最も重い処分である。行為者は、本連盟に係わる活動に一切携わることができない。大きな被害が生じていたり、被害者がスポーツ活動を中止したりした場合など、重大な違反行為に科す。

オ. チームの登録取り消し文書での通知を以って、チームの解散を課す。県小連順守事項に対して、チーム全体での違反行為があり、反省が見られず、再発の可能性がある場合に科す。この処分は、あくまでもチームに課すものであり、所属員(選手)一人一人に科すものではない。

カ. 譴(けん)責

違反行為について文書で注意を行う。職務上の義務違反等に対し将来を戒めること。県小連役員・支部役員に対し科すものであり、役職等に制限を加えるものではない。

キ. 勧告

当事者に対して、公的にある処置をしたほうが良いと公的に文書で告げ勧める。県小連役員・支部役員に対し勧めるものであり、役職等に制限を加えるものではない。

ク. 除名

文書での通知を以って、永年にわたり役職を剥奪し、県小連・支部より除名する。県小連役員・地区小連役員に対し科す処分、永久に小連に係わる役職に携わることとはできない。復権(役職復帰や資格の再付与)も認められないもので、県小連が科すことのできる重い処分である。

(6) 当事者の弁明

処分を決定するに当たっては、公正を期するために、それまでの期間において当事者の弁明の機会を設定する。

(7) 処分決定及び通知

コンプライアンス委員長は、委員会を招集のうえ、(1)から(6)の手順による事実確認の内容を踏まえて処分の種類と内容を決定し、理事会の承認を得る。

なお、処分内容を文書通知する場合は、県小連会長及び理事長の連名で行う。

(8) 不服申し立て

処分決定に対する不服申し立ては、1カ月以内に被処分者が県小連会長及び理事長あてに文書で提出する。

(9) 上部団体等の報告

処分内容が日本小学生バレーボール連盟や三重県バレーボール協会等上部団体への報告が必要となる場合及び同団体から正当な理由により報告を求められた場合は速やかに報告を行う。

第8条（規程の改廃等）

本規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

1. 本規程は令和3年4月18日から施行する。
2. 令和5年7月9日改訂

個 人 情 報 保 護 方 針

三重県小学生バレーボール連盟（以下「県小連」という）は、「個人情報保護に関する法律」（平成17年4月1日施行）を順守し、個人情報の保護に万全を期するため、以下の方針により個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の取得と利用

県小連は、利用目的を明らかにするなど、個人情報の取得には適正な手続きを取り、その目的以外には利用しません。

2. 個人情報の管理

県小連は、個人情報を適切に管理するとともに、紛失、改ざん及び漏えいなどを防止するために対策を講じます。

3. 第三者への個人情報提供の制限

県小連は、法令の要件を満たしている場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供及び開示いたしません。

4. J V Aメンバー登録の取扱

J V Aメンバー登録に記載された個人情報は、「県小連規約・規則」に規定する県小連の目的及び事業を推進するために利用いたします。

5. 大会参加申込書の取扱

大会参加申込書に記載された個人情報は、参加資格の確認及び競技プログラムなどをはじめとする大会運営業務のために利用いたします。

6. 個人情報の開示、訂正及び削除など

県小連は、本人が該当者と識別される個人情報について、開示、訂正、追加、削除及び利用停止などを求める権利を保有していることを確認するとともに、これらの要求を受けた場合は、速やかに対応いたします。

7. 個人情報取扱業務委託について

県小連は、個人情報の取扱の全部又は一部の業務及び競技プログラムなどの作成を外部に委託する場合、その委託先には個人情報の安全な管理を義務付け、必要かつ適切な監督を行います。

8. 個人情報保護の徹底

県小連は、この方針を役員、理事、各委員及びその他関係者に周知徹底させ、個人情報の保護に関する啓発を図るとともに、個人情報の保護を実行いたします。

日本小学生バレーボール連盟加盟団体登録及び個人登録規程

日本小学生バレーボール連盟規約第21条により、加盟団体登録規程を以下のように定める。

第1条 （チームの加盟）

- 1) 本連盟の加盟団体は、この規程の定めるところにより、その団体及び構成員が公益財団法人日本バレーボール協会及び各都道府県小学生バレーボール連盟（以下「都道府県小連」という）に登録された団体（以下「登録団体」という）でなければならない。
- 2) 加盟登録しようとする団体は、JVAメンバー制度にチーム登録を済ませ、団体所在地の都道府県小連に申請するものとする。
- 3) 登録の有効期限は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

第2条 （チーム代表者）

- 1) チームの代表者は、JVAに個人登録された選手（以下「JVAメンバー」という）がチーム加入を希望した場合は、承認し、所定の手続きを行わなければならない。
- 2) チーム代表者は、JVAメンバーにMRSのIDとパスワードを必ず通知しなければならない。

第3条 （JVAメンバー（選手カテゴリー））

登録構成員の資格は、以下のとおりとする。

- 1) 都道府県の国・公・私立小学校及び各種学校に在籍し、4月1日現在12才未満の者。
- 2) JVAに個人登録を済ませた者であること。
- 3) 登録は「小学生」カテゴリーにおいて、1人1団体とする。
- 4) 居住する都道府県以外で、MRS登録をする場合は、保護者と受け入れ側チームの代表者の責任の下で行う。その場合、必ず指定の用紙に必要事項を記入し、双方（二都道府県）の理事長に届出・報告を行うこと。

第4条 （JVA個人登録）

- 1) JVAメンバーの新規登録選手は、登録手続きを済ませ、指定の登録料を支払った日から、その効力が発生するものとする。

第5条 （移籍）

- 1) 登録団体（チーム代表者）は、J V Aメンバーから移籍や退団の申出があった場合は、迅速に対応しなければならない。
- 2) チーム代表者は、JVA メンバーの移籍や退団を妨げるような行為をしてはならない。
- 3) 他の都道府県への移籍については、保護者と受け入れ側チームの代表者の責任の下で行う。その場合、必ず指定の用紙に必要事項を記入し、双方の理事長に届出・報告を行うこと。
- 4) 他のチームに移籍した者は、同一年度内に元のチームに再登録することはできない。

※移籍とは、年度を問わず（年度をまたいだ場合も含む）、あるチームに所属している選手が、他県・同県を問わず、M R S登録を別のチームで行う行為である。

第6条 （競技会への参加）

- 1) 本連盟又は各都道府県小連の主催又は共催する競技会への参加は、本連盟の加盟団体の構成員でなければならない。
- 2) 他チームからの移籍選手は、同一大会期間中（予選から本大会）においては、チーム構成員として承認されても、試合に出場することはできない。
- 3) 新規登録選手は、同一大会期間中（予選から本大会）において、登録選手数が12名に満たないチームの場合は、競技会へ参加することができる。
- 4) 各競技会への参加は、その競技会の開催要項に準じる。
- 5) 登録団体は本連盟が主催または受理しない二都道府県以上にわたる競技会に参加することはできない。

第7条 （ベンチ役員）

本連盟や各都道府県小連の主催又は共催する競技会への参加において、ベンチ役員のうち、1名以上は日本スポーツ協会公認コーチ・コーチ1・コーチ2・コーチ3・コーチ4・スタートコーチまたは全国小学生バレーボール指導者講習会受講証明書を所持し、試合中は首から提げていなくてはならない。

※但し、全国大会へ繋がらない大会などでは、各都道府県小連の判断に任せるものとする。ベンチ役員は、年度初めに宣誓書に署名・捺印を行うこと。また、チームのベンチ役員はJ V Aメンバーに登録しなければならない。

第8条 （懲罰）

登録に虚偽の申請をしたとき、その他本規程に反したとき、または合法的ではあってもアマチュアスポーツマン精神に反すると本連盟又は各都道府県小連が認めたときは、登録団体又は登録構成員に対し、登録を拒み、あるいは一定期間の競技会への参加並びに出場を停止することがある。

第 9 条

大会参加及び出場については、本規程のほか大会参加要項を併用して適用する。

第 10 条

登録団体の関係者及び登録された構成員は、公益財団法人日本バレーボール協会制定の「チーム加盟及び個人登録規程」及び「競技者及び役員倫理規定」を順守しなければならない。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

平成 28 年 3 月 21 日改正

平成 29 年 3 月 20 日改正

平成 30 年 3 月 21 日改正

令和 2 年 5 月 10 日改正